

6 相 続 税

統計表を見るに当たって

この章の統計表は、平成15年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成16年10月31日までの申告又は処理による課税実績を示したものである。

なお、一部について、平成14年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者についての申告又は処理による課税実績についても調査している。

相 続 税 の 税 率		
1,000万円以下の金額	10%
1,000万円を超え3,000万円以下の金額	15%
3,000万円を超え5,000万円以下の金額	20%
5,000万円を超え1億 円以下の金額	30%
1億 円を超え3億 円以下の金額	40%
3億 円を超える金額	50%

6 - 1 課税状況

	相続人の数	金 額	
	人	千円	
取得財産価額	21,652	1,849,054,366	調査対象等 :平成15年中に相続が開始した被相続人から相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成16年10月31日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税実績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。
相続時精算課税適用財産価額	2	36,348	
債務控除額	11,545	228,605,566	
暦年課税分贈与財産価額	2,334	9,845,229	(注)1 「遺産に係る基礎控除額」欄の人員は被相続人の数である。
課税価格	実 21,643	1,630,320,494	2 「相続人の数」欄の「実」は実人員を示す。
相続税額	算出税額	21,280	用語の説明： 1 相続時精算課税適用財産価額とは、相続時精算課税適用者に特定贈与者である被相続人から相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産がある場合、相続税の課税価格に加算されたその贈与された財産の価額をいう。
	2割加算額	1,668	
	計	21,280	
税額控除等	暦年課税分贈与税	1,050	2 暦年課税分贈与財産価額とは、相続人に相続開始前3年以内に被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した財産がある場合、相続税の課税価格に加算されるその贈与された財産の価額をいう。
	配偶者	3,893	3 2割加算額とは、相続人の中に被相続人の一親等の血族及び配偶者以外の者がいる場合、その相続人の相続税額に加算されるその相続税額の20%に相当する金額をいう。
	未成年者	371	
	障害者	296	4 納税猶予とは、相続人が農地等を相続して継続して農業を営む場合、相続税額から農業投資価格に基づき計算された相続税額を差し引いた残額について、一定の要件の下に納税が猶予されることをいう。
	相次相続	1,008	5 相次相続控除とは、今回の相続の被相続人が死亡前10年以内に相続によって財産を取得していた場合に、今回の相続人の相続税額から前回の相続について被相続人に課せられた税額の一定割合相当額が差し引かれることをいう。
	外国税額	5	
計	実 6,205	76,867,841	
差引税額	実 18,677	184,281,246	
相続時精算課税分贈与税額控除額	-	-	
小 計	18,677	184,281,246	
納税猶予額	948	19,213,726	
納付税額	実 18,302	165,067,520	
災害減免法による免除税額	-	-	
遺産に係る基礎控除額	7,451	611,110,000	